

多治見市災害廃棄物処理計画

(案)

令和3年 月 策定

※改定部分を網掛けで表示してあります。

目 次

1. 目的及び方針	1
2. 一般廃棄物処理施設の点検と耐震対策	2
3. 災害時における相互協力体制	3
4. 震災廃棄物の処理計画	5
5. 水害廃棄物の処理計画	10
6. 排出ルール計画	11
7. 仮置場の設置と収集・運搬計画	13
8. 処理施設の能力	15
9. 注意を要する廃棄物の処理	16
10. し尿の処理計画	17
11. 避難所ごみの発生量の推計	20
12. 災害発生時の対応	20
13. 進行管理計画	22
14. 災害復旧・復興対策	23
15. その他参考資料	23

1 目的及び方針

(1) 計画策定の目的

この計画は、環境省作成の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づいて、必要な情報を収集し整理を行って、多治見市の災害発生時における災害廃棄物を円滑に処理するために策定するものとする。

(2) 対象廃棄物等

本計画で対象とする廃棄物は、災害発生時に特別な処理を必要とする次の災害廃棄物である。

ごみの種類	災害発生時の留意点	処理方針
がれき	損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材が大量に発生する。	コンクリート塊、家具等の木くず、畳、廃家電等が混在しているため、できるだけ分別を行い、適正に処理する。
燃やすごみ	腐敗しやすく、悪臭等が発生する。	災害発生後速やかに処理する。
破砕ごみ	破損したもの、汚れたものが大量に発生する。	災害発生後速やかに処理する。
廃家電	混乱に乗じて、被災していないものが排出される可能性がある。	被災したかどうかを見極め、不正な排出を抑制する。可能な限りリサイクルルートに乗せる。
粗大ごみ	破損した家具等が大量に発生するため排出が困難になる。また、災害当初は、現在の人員での収集が難しい。	処分できないものは、処理業者への委託を行い、処理を行う。なお、木くず等はできるだけリサイクルに努める。
紙類	破損したもの、汚れたものが発生する。	災害発生後速やかに処理する。
布類	破損したもの、汚れたものが発生する。	災害発生後速やかに処理する。
缶・金属類	破損したもの、汚れたものが発生する。	災害発生後速やかに処理する。 (できるだけリサイクルに努める。)
ビン類	破損したもの、汚れたものが発生する。	災害発生後速やかに処理する。 (できるだけリサイクルに努める。)
ペット・発泡類	破損したもの、汚れたものが発生する。	災害発生後速やかに処理する。 (できるだけリサイクルに努める。)

有害ごみ	破損したもの、汚れたものが発生する。	災害発生後速やかに適正処理する。
収集不適物 (タイヤ、自動車、 オートバイ)	破損したタイヤ、自動車、オートバイが発生する。	所有者不明のもののみ処理する。自動車は、リサイクル法に基づき処分する。オートバイは、リサイクルシステムに基づき処分する。
し尿等	災害のあった汲み取り槽、災害のあった浄化槽、避難所の仮設便所から発生する。	公衆衛生上、災害発生後速やかに汲み取り、清掃、消毒を行う。

(3) 対象業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う災害廃棄物の収集、運搬、処分及びそれに関する一連の業務とする。

なお、倒壊建物の解体は、その所有者が自己責任に基づき行うことが原則であり、市は、搬入されたがれきについて受け入れを行うとともに、可能な範囲で解体後のがれきの収集、運搬、処分を行う。

2. 一般廃棄物処理施設の点検と耐震対策

一般廃棄物の処理施設における耐震対策及び廃棄物収集運搬車両の避難対策は次のとおりである。

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化

一般廃棄物処理施設については、耐震基準を満たしているため、耐震化、不燃堅牢化策は必要がない。

施設名	災害時に想定される被害	耐震化、不燃堅牢化対策
三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター 月見センター	地震や浸水について、施設の被害は想定されないが、アクセス道路損壊の可能性がある。	耐震化、不燃堅牢化対策は不要であるが、迂回路の確保を行う。

※笠原クリーンセンターは、平成28年4月から施設を休止中。

(2) 廃棄物収集運搬車両の状況と災害発生時の確保対策

災害発生後は、直ちに廃棄物の収集を開始することが望ましいため、次のとおり廃棄物収集運搬車両等を確保する。

種 別	備 蓄 先	駐車場等	確保方法
パッカー車 20台	三の倉センター 大畑センター	三の倉センター、大畑センター駐車場	耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車。浸水の可能性はない。
パッカー車 4台	笠原環境クリーン	会社車庫	震災時に三の倉センターが移動を要請する。浸水の可能性はない。
低床トラック 4台	三の倉センター	三の倉センター駐車場	耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車。浸水の可能性はない。
低床トラック 4台	笠原環境クリーン	会社車庫	震災時に三の倉センターが移動を要請する。浸水の可能性はない。
ダンプ車 4台	三の倉センター 大畑センター	三の倉センター、大畑センター駐車場	耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車。浸水の可能性はない。
ダンプ車 1台	笠原環境クリーン	会社車庫	震災時に三の倉センターが移動を要請する。浸水の可能性はない。
軽トラック 2台	三の倉センター 大畑センター	三の倉センター、大畑センター駐車場	耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車。浸水の可能性はない。
広報車	市所有	多治見市役所駐車場	災害対策本部設置箇所へ移動する。
バキュームカー 9台	多治見市衛生公社 笠原環境クリーン	会社車庫	震災時に上下水道課が移動を要請する。

3. 災害時における相互協力体制

災害発生時、特に大規模な地震等が発生した場合は、本市だけでは処理ができなくなる恐れがあるため、震災廃棄物処理に当たって、次のとおり周辺市町村、各団体と協力を図るものとする。

(1) 周辺市町村との協力体制

周辺市町村等と次のように協定を締結している。

協力市町村	協定内容	協定締結年月日
岐阜県及び県内市町村	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	H10.3.30
関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、愛知県瀬戸市、豊田市	東海環状自動車道沿線都市災害時応援協定	H17.3.16
長野県飯田市	災害時相互応援協定	H17.11.1
愛知県高浜市	災害時相互応援協定	H17.11.2
愛知県田原市	災害時相互応援協定	H18.1.17
滋賀県草津市	災害時相互応援協定	H18.12.8
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定	H22.4.1
東京都足立区	災害時相互支援協定	H24.2.13
大阪府河内長野市	災害時相互支援協定	H24.2.27
中部環境先進5市（安城市・新城市・掛川市・飯田市）	災害時における相互応援に関する協定	H25.1.29
愛知県北名古屋市	災害時における相互応援に関する協定	H25.3.6
岐阜県（防災課主管）	災害時における広域防災拠点の活用に関する協定	H26.8.11
岐阜県可児市	多治見市と可児市における越境避難に関する協定	H29.7.18
千葉県市川市	災害対策及び健康増進における連携協力に関する協定	R2.10.14
大阪府貝塚市	災害時相互応援に関する協定	R3.2.1
持続可能な地域創造ネットワーク参加団体	持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害時における相互支援に関する協定	R3.3

(2) 県への協力要請

多治見市のみで対応が困難である場合には、県に対し県内市町村、関係団体などへの広域的な支援の調整を要請する。

県は、次の廃棄物関係団体との間で、災害廃棄物の収集運搬に関する無償団体救援協定を締結している。このため、県は被災市町村から要請を受けた場合には、同団体に対して支援協力を依頼する。

団体名	協定内容	締結年月日
岐阜県環境整備事業 協同組合	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬に関する無償による支援協力	H15. 6.11
岐阜県清掃事業協同組合	地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬に関する無償による支援協力	H15.12.19
社団法人 岐阜県産業環境保全協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理など支援協力	H20.8.20

4. 震災廃棄物の処理計画

(1) 被害地域の想定

震災廃棄物の処理計画を策定するに当たり、県調査等による本市の震災被害想定で大きな被害が想定されるのは次のとおりである。

地震種別	規模	家屋被害（棟）		
		全壊	半壊	焼失
華立断層帯地震	M6.5	2,207	3,753	41
南海トラフ巨大地震	M9.0	1,201	3,778	12
養老一桑名一四日市断層帯地震	M7.7	376	1,000	0
揖斐川一武儀川(濃尾)断層帯地震	M7.7	497	1,830	5
長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	M7.3	422	1,114	0
屏風山・恵那山・猿投山断層帯地震	M7.7	2,694	6,597	64

(2) 震災廃棄物（がれき）発生量の推計

上記（1）で想定される震災廃棄物の発生量は、次のとおりである。

がれき類発生量の推計は、「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成 25 年 3 月）中央防災会議」におけるがれき類発生量の推定式を用いた。本計画では、解体建築物の棟数（解体棟数）は、全壊・焼失棟数に加え、半壊棟数を考慮した。

$Q1 = s \times N1 \times q1$

Q1: がれき類発生量(t)

s : 1 棟当たりの平均延床面積(平均延床面積)(㎡/棟)
(出典:家屋の概要(平成 25 年度 岐阜県))
多治見市は、木造 101.38 ㎡/棟、非木造 233.61 ㎡/棟

N1: 解体建築物の棟数(解体棟数 = 全壊・焼失棟数、半壊棟数)(棟)
(出典:「平成 23~24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」)

q1: 単位延床面積当たりのがれき類発生量(原単位)(t/㎡)

- ・木造可燃物 = 0.194t/㎡
- ・木造不燃物 = 0.502t/㎡
- ・非木造可燃物 = 0.100t/㎡
- ・非木造不燃物 = 0.810t/㎡

なお、全壊・焼失被害は上記原単位を、半壊被害は上記原単位の 20%を採用した。
(出典:阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について(平成 9 年 3 月)兵庫県生活文化部環境局環境整備課)

(3) がれき類発生量（総量）

がれき類発生量の推計にあたり、がれき類の発生原単位を設定し、県調査結果における被害想定から、がれき類発生量（総量）を推計する。

地震種別	建物被害（棟）		災害廃棄物発生量（千 t）		
	全壊棟数	半壊棟数	可燃物	不燃物	合計
華立断層帯地震	2,248	3,753	62	279	341
南海トラフ巨大地震	1,213	3,778	41	183	224
養老一桑名一四日市断層帯地震	376	1,000	12	53	65
揖斐川一武儀川(濃尾)断層帯地震	502	1,830	18	81	99
長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	422	1,114	14	60	74
屏風山・恵那山・猿投山断層帯地震	2,758	6,597	85	379	464

がれき類を適正に処理するために、組成別の廃棄物発生量を把握する。廃棄物組成はこれまでに得られている事例等を基に、建築構造別の解体時及び倒壊・消失時の割合を下記に示し、組成別のがれき類発生量についても下記に示すとおりである。

構造		木くず	コンクリート がら	金属くず	その他 (残材)	計
木造	可燃物	100%	—	—	—	100%
	不燃物	—	43.9%	3.1%	53.0%	100%
非木造	可燃物	100%	—	—	—	100%
	不燃物	—	94.9%	4.9%	0.2%	100%

※破碎選別の過程で分別する可燃物は、上記のうち木くずに分類される。

廃プラスチック等の比較的発生量の少ない可燃物についても、木くずに分類される。

出典：高月紘・酒井伸一・水谷聡「災害と廃棄物性状－災害廃棄物の発生原単位と一般廃棄物組成の変化－」(廃棄物学会誌、Vol.6、No.5、1995年)及び住宅産業解体処理業連絡協議会、東京都、千葉県による。

がれき類発生量（組成別）

地震種別	種類別発生量（千t）				がれき類総量 （千t）
	木くず	コンクリート がら	金属くず	その他 （残材）	
華立断層帯地震	62	211	12	56	341
南海トラフ巨大地震	41	139	7	37	224
養老－桑名－四日市 断層帯地震	12	40	3	10	65
揖斐川－武儀川（濃 尾）断層帯地震	18	62	3	16	99
長良川上流断層帯地 震（北端から南へ）	14	45	3	12	74
屏風山・恵那山・猿 投山断層帯地震	85	288	15	76	464

（４）種類別選別率、リサイクル率

災害廃棄物を種類別に選別することは、円滑な適正処理につながる。また、大量に発生するがれき類はリサイクルにより再資源化された製品を、復旧資材として利活用することも可能であることから、廃棄物のリサイクルも積極的に行う必要がある。

県計画では東日本大震災から得られた割合をもとに種類別選別率及びリサイクル率を下記に示すとおり設定している。

		選別後						合計
		柱材・ 角材	可燃物	コンクリート がら	金属くず	不燃物	土材系	
		リサイクル	焼却 処理	リサイクル	リサイクル	資源化又は 埋立処分	リサイクル	
選 別 前	木くず	15%	55%	0%	0%	30%	0%	100%
	コンクリート がら	0%	0%	80%	0%	20%	0%	100%
	金属くず	0%	0%	0%	95%	5%	0%	100%
	その他 （残材）	0%	0%	0%	0%	85%	15%	100%

(5) 種類別がれき類発生量の推計

前述した組成別がれき類発生量、種類別選別率及びリサイクル率をもとに算出した種類別のがれき類処理量は、下記の表に示すとおりである。

地震種別	種類別処理量 (千 t)						合計 (千 t)
	柱材・ 角材	可燃物	コンクリート がら	金属くず	不燃物	土材系	
	リサイクル	焼却 処理	リサイクル	リサイクル	資源化又は 埋立処分	リサイクル	
華立断層帯地震	9	34	169	11	109	9	341
南海トラフ巨大地震	6	23	111	7	71	6	224
養老－桑名－四日市 断層帯地震	2	7	32	3	19	2	65
揖斐川－武儀川(濃 尾)断層帯地震	3	10	50	3	31	2	99
長良川上流断層帯地 震(北端から南へ)	2	8	36	3	23	2	74
屏風山・恵那山・猿 投山断層帯地震	13	47	231	14	148	11	464

(6) 災害廃棄物のリサイクル可能量、最終処分量の推計

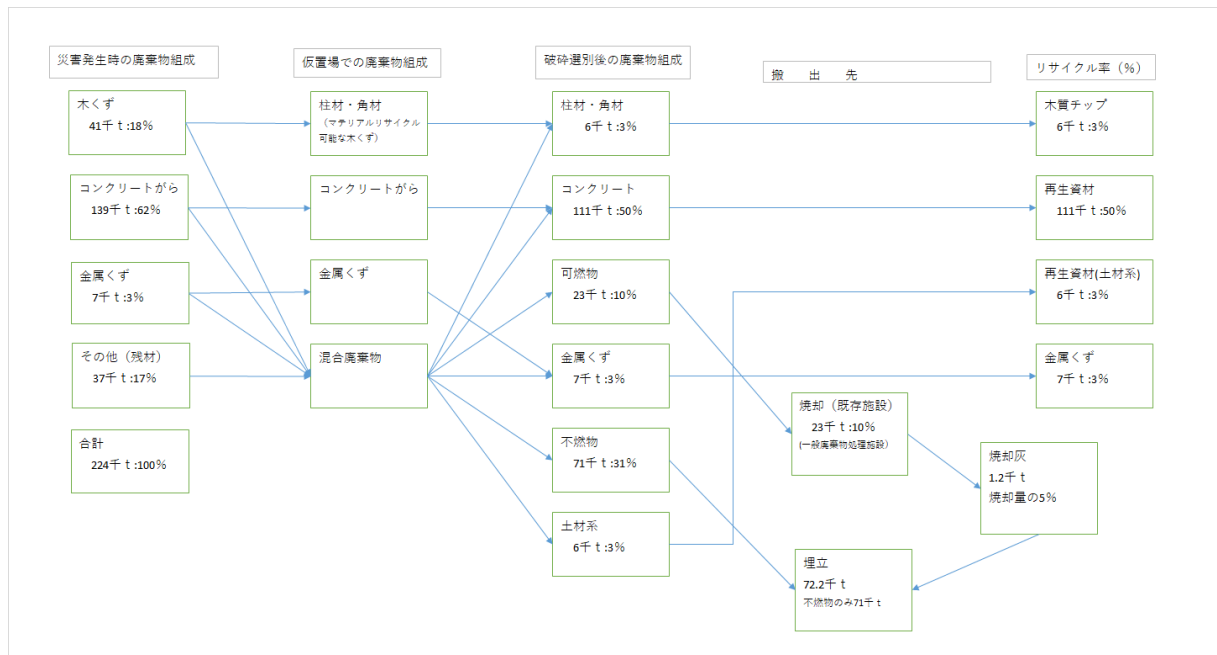
種類別のがれき類発生量から算出されるリサイクル可能量及び最終処分量は下記の表に示すとおりである。なお、可燃物の焼却灰の発生量は、焼却量に対し5%としている。

地震種別	リサイクル量	リサイクル率	可燃物中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	(千 t)	(%)	(千 t)	(千 t)
華立断層帯地震	198	58	34	111
南海トラフ巨大地震	130	58	23	72
養老－桑名－四日市 断層帯地震	39	60	7	19
揖斐川－武儀川(濃 尾)断層帯地震	58	58	10	31
長良川上流断層帯地 震(北端から南へ)	43	58	8	23
屏風山・恵那山・猿 投山断層帯地震	269	58	47	150

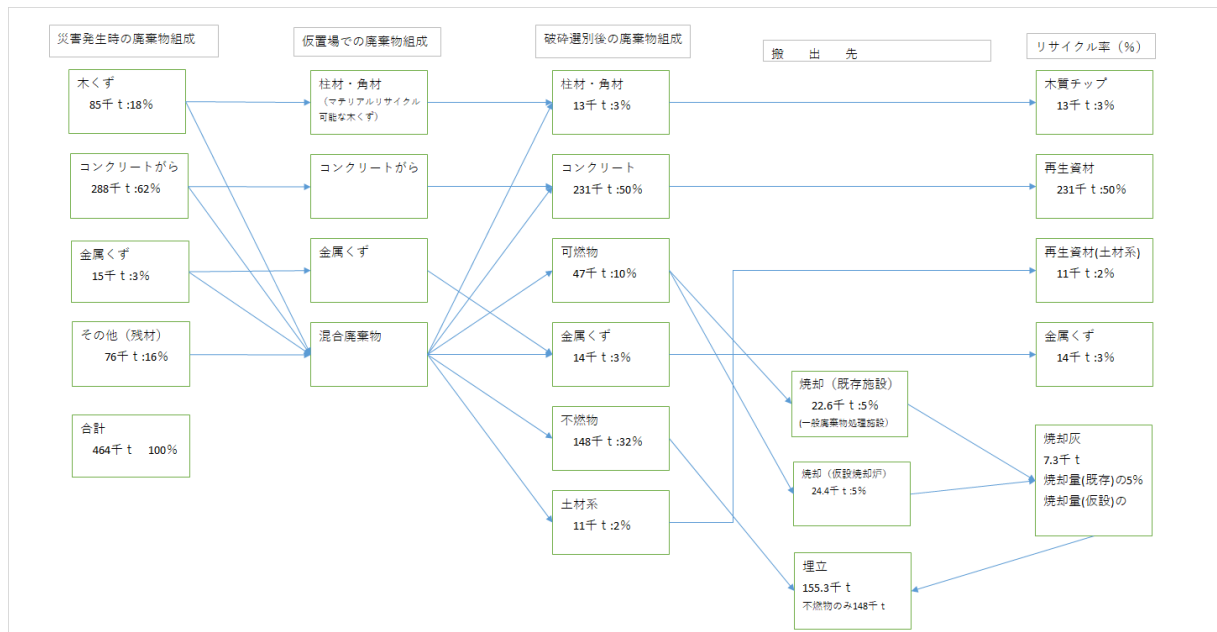
(7) 災害廃棄物処理フロー

本市で被害が想定される地震のうち、被害想定が大きい南海トラフ巨大地震と屏風山・恵那山・猿投山断層帯地震における災害廃棄物処理フローは、下記に示すとおりである。

南海トラフ巨大地震



屏風山・恵那山・猿投山断層帯地震



5. 水害廃棄物の処理計画

(1) 被害地域の想定

水害廃棄物の処理計画を策定するに当たり、想定される災害とその被害は、次のとおりである。

	被害地域	床下浸水	床上浸水	流出半壊	想定される被害概要
1	土岐川流域	760戸	1,530戸	10戸	土岐川が大雨により洪水を起こし、堤防が決壊、又は越水
2	大原川流域	40戸	10戸	0戸	大原川が大雨によって氾濫し浸水
3	笠原川流域	460戸	0戸	0戸	笠原川が大雨によって氾濫し浸水
	合計	1,260戸	1,540戸	10戸	

「浸水想定計画規模」（土岐川については100年に一度、大原川・笠原川については50年に一度の大雨によって川が氾濫し浸水した場合）から算定。浸水深1.0m未満を床下浸水、

1.0m～5.0m未満を床上浸水、5.0m以上を流出半壊として被害戸数算定。

本計画で想定する被害は、「多治見市浸水予想図」によるが、その他の河川の被害についても、これに準じた対応を行うものとする。

(2) 水害廃棄物発生量の算定

上記（1）で想定される水害廃棄物の発生量は、次のとおりである。

	被害地域	対象家屋	発生量	算定式
1	土岐川流域	2,300戸	4,600 t	$2,300 \text{戸} \times 2 \text{ t} = 4,600 \text{ t}$
2	大原川流域	50戸	100 t	$50 \text{戸} \times 2 \text{ t} = 100 \text{ t}$
3	笠原川流域	460戸	920 t	$460 \text{戸} \times 2 \text{ t} = 920 \text{ t}$
	合計	2,810戸	5,620 t	

備考：発生量は「水害廃棄物対策指針資料10【参考】一棟当たりの水害廃棄物量」を参考に1戸2tとして算定。

6. 排出ルール計画

(1) 分別計画（被災建築物の解体、除去に伴う廃棄物（以下「がれき」という。）大量に発生するがれきを最終的に次のとおり分別する。

種別	具体的例	留意点・処理方針
木質系	柱、板	木くずとして再利用できるものは、できるだけ利用する。
金属	鉄筋、鉄骨、サッシ	金属くずとしてできるだけ資源回収する。
コンクリート	コンクリート塊	民間施設等で破碎し、できるだけリサイクル活用する。
可燃物	紙、畳、布団	再利用できるものはできるだけ利用する。
不燃物	瓦、レンガ、ガラス、アスファルト等	大畑センター、笠原クリーンセンターに埋め立てるが、再利用できるものはできるだけ利用する。
以上を最大限分別した後の混合廃棄物	その他	三の倉センターで焼却処理する。

(2) 分別計画（がれき以外）

災害発生時における災害廃棄物（がれき以外）を次のとおり分別するものとする。

ごみの種類	災害時	平常時
燃やすごみ	焼却処理	焼却処理
破碎ごみ	磁選機 にかけられるものはかけ、金属を取り出す。できない場合は、焼却処理を行う。	磁選機 にかけ、金属を取り出す。残渣は燃やすごみ
廃家電	可能な限りリサイクルルートに乗せ、泥等でやむを得ずリサイクルできないものは、金属くずとして処分する。フロン回収物については、確実な方法でフロン回収を行う。	家電リサイクル法の対象品目に関しては、回収しない。それ以外に関しては、破碎ごみと同処理。
粗大ごみ	可能な限り1m以内に解体を行ってもらうが、 重機等 を利用し解体、分別を行う。木くずとして再利用できるものは、できるだけ利用する。	排出者が1m以内に解体し、分別を行う。
紙類	焼却処理	リサイクル
布類	焼却処理	

缶・金属類	リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、焼却処理する。	リサイクル
ビン類	リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、埋立処理する。	
ペット・発泡類	リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、焼却処理する。	
有害ごみ	リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、埋立処理する。	
収集不適物 (タイヤ、自動車、 オートバイ)	所有者不明のもののみ処理。それぞれ確実に分別を行い、適切に処理する。自動車は、リサイクル法に基づき処分する。オートバイは、リサイクルシステムに基づき処分する。	収集不可。販売店等に相談してもらう。

(3)収集方法

災害発生時における廃棄物の収集方法は、次のとおりとする。

種 別		収 集 方 法
災害ごみ	燃やすごみ	市・委託業者の収集車による収集を行う。
	破碎ごみ	市・委託業者の収集車による収集を行う。
	廃 家 電	市・委託業者の収集車による収集を行う。
	資源ごみ	市・委託業者の収集車による収集を行う。
避難所等で 発生する 日常ごみ	燃やすごみ	市・委託業者の収集車による収集を行う。
	破碎ごみ	市・委託業者の収集車による収集を行う。
	資源ごみ	委託業者の収集車による収集を行う。

7. 仮置場の設置と収集・運搬計画

災害廃棄物は被災地内に設置される仮置場において、中間処理を行うまでの一時的な場として設置される。

事前に必要面積を把握し、仮置場の候補地を選定しておく必要がある。

(1) 仮置場必要面積の推計

仮置場の必要面積は、下記に示す算定式を用いて想定被害ごとに推計した。

$$\text{仮置場必要面積(最大で必要となる面積)} \\ = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量：災害廃棄物の発生量 (t)

見かけ比重：可燃物0.4 (t/m³)、不燃物1.1 (t/m³)

積み上げ高さ：5 m

作業スペース割合：1

災害廃棄物の仮置場必要面積

地震種別	区分	発生量		作業幅を考慮した 必要面積 (㎡)
		(千t)	(m ³)	
華立断層帯地震	可燃物	62,000	24,800	111,520
	不燃物	279,000	254,000	
南海トラフ巨大地震	可燃物	41,000	16,400	72,960
	不燃物	183,000	166,000	
養老－桑名－四日市 断層帯	可燃物	12,000	4,800	21,120
	不燃物	53,000	48,000	
揖斐川－武儀川(濃 尾)断層帯地震	可燃物	18,000	7,200	32,480
	不燃物	81,000	74,000	
長良川上流断層帯地 震(北端から南へ)	可燃物	14,000	5,600	24,240
	不燃物	60,000	55,000	
屏風山・恵那山・猿 投山断層帯地震	可燃物	85,000	34,000	151,600
	不燃物	379,000	345,000	

住民の廃棄物は基本的に市・委託業者の収集車による収集を行う。ごみ処理施設の処理能力を考慮し、収集した廃棄物を仮置場に保管する。必要に応じて分別作業を行ったり、積み込み、積み下ろしのために作業スペースや重機が必要であること、保管期間が長期に及ぶことを想定して、大畑センター、笠原クリーンセンターを仮置場とする。

また、災害による交通アクセスの寸断も考慮して、あらかじめ市の廃棄物処理施設以外で仮置場の確保に努める。本市の行政財産や普通財産のうち、地域防災計画において、指定避難場所や一時集積配分拠点などの防災拠点、仮設住宅候補地となっているので、関係部署との調整を行う必要がある。

被害の規模によっては、仮置場候補地のみでは、対応が困難となる可能性があるため、利用可能な県有地や国有地などの情報について、その担当窓口部署との定期的な情報交換を行う。

収集した廃棄物の仮置場を次のとおり設置するものとする。

名 称	所 在 地	面 積	対 象 地 区	搬入ルート	集積対象物
大畑センター	大畑町大洞 48-35	81,888㎡	多治見地区	国道248号線を通り搬入する。	がれき 燃やすごみ 破碎ごみ 資源ごみ 粗大ごみ 廃家電
笠原クリーンセンター	笠原町 4022-7	85,535㎡	笠原地区	国道248号線を通り搬入する。	
合 計		167,423㎡			

水害廃棄物の仮置場の面積については、「水害廃棄物対策指針資料13【参考】仮置場の規模」等を参考に算出する。被害家屋1棟あたりの仮置場面積5.8㎡/棟とあることから必要面積を2,810棟×5.8㎡=16,298㎡と算定。

本市では、災害による交通アクセスの寸断等を考慮して、最終処分場以外の民間保有地での仮置場確保のために、市内の採石場に協力を依頼。また、三の倉センター近くの産業廃棄物処分場についても仮置場としての協力を依頼。

民間事業者との災害支援協定（災害廃棄物の仮置場としての施設用地の提供）

事 業 者 名	所 在 地	開 発 面 積
王春工業株式会社	三の倉町	37ha
日章産業株式会社	大原町	59ha
株式会社フィルテック	甘原町	47ha
株式会社博国砕石	富士見町	63ha

自治体との災害支援協定（災害廃棄物の仮置場としての施設用地の提供）

自 治 体 名	所 在 地	開 発 面 積
名古屋市（愛岐処分場）	諏訪町	109ha

(2) 民間の再利用・再資源化施設

ア コンクリート塊の破碎施設

再生利用を目的とした建設廃材（主としてコンクリート塊）の破碎を行っている民間の再資源化施設は、多治見市内に4施設あり、その処理能力は合計3,680 t/日である。

会社名	住所（処理場）	種類	処理能力
福田道路(株)	多治見市大沢町2-2-1	ガラス、がれき等	480 t/日
(株)博国碎石	多治見市富士見町5-3-1	ガラス、がれき等	1,600 t/日
日章産業(株)	多治見市大沢町2-1-1	ガラス、がれき等	800 t/日
明興産業(株)	多治見市三の倉町大美山26	ガラス、がれき等	800 t/日
合計			3,680 t/日

イ 木くず等の破碎施設

木くず等の破碎を行っている民間の処理施設は、多治見市内に1施設あり、その処理能力は、198 t/日である。

会社名	住所（処理場）	種類	処理能力
(株)山田林業	多治見市甘原町井戸上506-1	木くず中間処理	198 t/日

9. 注意を要する廃棄物の処理

家電リサイクル法の対象家電製品等の特に注意を要する廃棄物の処理は次のとおりとする。

種 別		処 理 方 法
家電リサイクル法対象物 (テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)		<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での収集（このとき搬入簿等を作成することにより、不正な排出を防ぐ。）を行う。 ・洗浄、分別作業を行う。 ・リサイクル業者への委託・引渡 ・リサイクルできなかったものの処分
フロン使用機器		<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での収集 ・リサイクル業者へ引渡及び処分
有害物質	アスベスト	飛散防止対策を十分に行い、処理する。
	P C B	収集後、含有部品の回収を関係団体に委託する。 なお、委託までの間は安全を保って保管する。
	トリクロロエチレン	産業廃棄物として事業者の責任で処理する。
	C C A 処理木材	家屋を解体する場合、解体作業者は適切な方法で解体し適切な設備を有する施設で処理する。
	感染性廃棄物	通常時と同様、排出者の責任で処理する。

アスベスト（石綿）

唯一の天然繊維状鉱石。建設資材、電気製品等に広く使用されていたが、発がん性が指摘され、平成17年に原則製造禁止となった。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

塩素を含む合成油の一種でトランス（変圧器）、コンデンサ（蓄電器）等電気機器はじめ広く使用されていたが、昭和43年にカネ油症事件が発生するなど毒性が指摘され、昭和47年以降製造・輸入が原則禁止となった。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングや金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われていたが、発がん性が指摘され、土壌汚染や地下水汚染の原因ともなるため、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

CCA処理木材

クロム（Cr）、銅（Cu）、ヒ素（As）の頭文字を取った木材保存剤で、発がん性のあるクロム、ヒ素を含むため環境汚染や健康被害が発生するリスクが指摘され、平成8年以降、生産が激減し、現在は、ほとんど使われていない。

感染性廃棄物

医療行為に関係して排出される「感染性病原体が含まれ、又は付着しているおそれのある廃棄物」

10. し尿の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の回収量

震災時のし尿及び浄化槽汚泥の回収量を、次のとおり想定する。

地震種別	被災家屋	非水洗化人口	浄化槽人口	回収量		
				し尿(被災)	し尿(非水洗)	浄化槽汚泥
華立断層帯地震	6,001戸 仮設便所233基	324人	1,175人	1,061,932ℓ	24,607ℓ	68,114ℓ
南海トラフ巨大地震	4,991戸 仮設便所191基	269人	977人	883,222ℓ	20,430ℓ	56,636ℓ
養老－桑名－四日市断層帯地震	1,376戸 仮設便所 53基	74人	269人	243,495ℓ	5,620ℓ	15,593ℓ
揖斐川－武儀川(濃尾)断層帯地震	2,332戸 仮設便所90基	126人	456人	412,636ℓ	9,569ℓ	26,434ℓ
長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	1,536戸 仮設便所59基	83人	300人	271,749ℓ	6,303ℓ	17,391ℓ
屏風山・恵那山・猿投山断層帯地震	9,388戸 仮設便所358基	507人	1,839人	1,661,330ℓ	38,506ℓ	106,606ℓ

令和2年4月1日現在の総人口109,816人、世帯数47,030から1世帯2.33人で算定

仮設便所は、岐阜県災害廃棄物処理計画を参考に60人に1基として算定（仮設便所の容量300ℓとして、1日2.45ℓ/人で2日ごとに回収するとして算定）。令和2年度「多治見市の環境・廃棄物」から1人1日平均排出量をし尿は2.45ℓ/日、浄化槽は1.87ℓ/日で算定。

「多治見市の環境・廃棄物」から市内全域の非水洗化人口2.32%、浄化槽人口8.41%としてみ水洗化人口を算定。回収量は、1ヶ月分程度を回収することとして算定。ただし、震災発生直後は、避難所仮設便所のし尿回収を優先することとする。

水害時のし尿及び浄化槽汚泥の回収量を、次のとおり想定する。

被害地域	被災家屋 仮設便所	非水洗化 人口	浄化槽 人口	回 収 量		
				し尿(被災)	し尿(非水洗)	浄化槽汚泥
土岐川流域地区	2,300戸 仮設便所88基	39人	133人	407,016ℓ	2,962ℓ	7,710ℓ
大原川流域地区	50戸 仮設便所2基	2人	8人	8,848ℓ	151ℓ	463ℓ
笠原川流域地区	460戸 仮設便所18基	31人	83人	81,403ℓ	2,354ℓ	4,811ℓ
合 計	2,810戸 仮設便所108基	72人	224人	497,267ℓ	502,734ℓ	12,984ℓ

令和2年度「多治見市の環境・廃棄物」から総人口109,816人、世帯数47,030から1世帯2.33人、

土岐川流域 養正地区469戸、非水洗化人口1.25%、浄化槽人口4.04%

昭和地区901戸、非水洗化人口0.54%、浄化槽人口1.57%

精華地区567戸、非水洗化人口0.81%、浄化槽人口1.35%

池田地区363戸、非水洗化人口0.64%、浄化槽人口4.75%

大原川流域 小泉地区18戸、非水洗化人口1.88%、浄化槽人口7.06%

根本地区32戸、非水洗化人口1.31%、浄化槽人口7.16%

笠原川流域 昭和地区190戸、非水洗化人口0.54%、浄化槽人口1.57%

滝呂地区149戸、非水洗化人口1.20%、浄化槽人口1.61%

笠原地区121戸、非水洗化人口9.07%、浄化槽人口25.11% として人口算定。

(2)し尿回収機材等の備蓄

(1)の回収量に必要な機材を次のとおり備蓄するものとする。

機材の種類	備蓄場所	備蓄数	備蓄場所	備蓄数
災害用トイレ	旭ヶ丘防災倉庫	3基	市之倉防災倉庫	4基
	池田防災倉庫	3基	共栄防災倉庫	1基
	滝呂区民会館	4基	小泉防災倉庫	3基
	南姫防災倉庫	3基	根本防災倉庫	3基
	精華防災倉庫	2基	昭和防災倉庫	3基
	養正防災倉庫	4基	脇之島防災倉庫	13基
	滝呂台防災倉庫	4基	精華小学校	14基
	共栄小学校	14基	昭和小学校	25基
	根本小学校	22基	養正小学校	21基
	小泉小学校	13基	北栄小学校	13基
	市之倉小学校	15基	脇之島小学校	17基
	南姫小学校	14基	池田小学校	20基
	滝呂小学校	20基	笠原小学校	15基
	陶都中学校	20基	多治見中学校	20基
	南ヶ丘中学校	15基	北陵中学校	9基
	平和中学校	9基	南姫中学校	5基
	笠原中学校	5基	小泉中学校	5基
	総合体育館	3基	文化会館	3基
	N T T 東濃支店	2基	養正公民館	3基
	地球村	2基	総合福祉センター	3基
	かさほら福祉センター	2基	根本交流センター	2基
	星ヶ台保育園	2基	笠原消防署	40基
	小名田公会堂	2基	とうしん学びの丘エール	2基
	多治見北高等学校	2基	多治見高等学校	2基
	多治見工業高校	2基	池田町屋公民館	3基

機材の種類	備蓄場所	備蓄数	備蓄場所	備蓄数
バキュームカー	(株)多治見市衛生公社	4台	(有)笠原環境クリーン	5台

被災した浄化槽の消毒等の薬剤については、多治見市薬剤師会と医薬品の供給協力について協定を締結している。

(参考) 下水道整備区域内で指定避難所に整備されたマンホールトイレ

種類	指定避難所	個数	指定避難所	個数
マンホール トイレ	養正小学校	9基	平和中学校	9基
	根本小学校	9基	多治見中学校	9基
	昭和小学校	9基	北陵中学校	9基
	精華小学校	9基	小泉中学校	9基
	脇之島小学校	5基	陶都中学校	9基
	池田小学校	7基	笠原中学校	7基
	共栄小学校	5基	市之倉小学校	5基
	笠原小学校	5基	南ヶ丘中学校	9基
	滝呂小学校	9基	感謝と挑戦のTYK体育館	9基

1.1. 避難所ごみの発生量の推計

避難所ごみの発生量は、岐阜県の計画に基づき推計する。

避難所ごみの発生量 = 避難者数 × 発生原単位

地震種別	避難者数 (人)	原単位 ^{注)} (g/人・日)	避難所ごみ発生量 (t/日)
南海トラフ巨大地震	6,216	634	3.9
養老－桑名－四日市 断層帯	1,731		1.1
揖斐川－武儀川(濃 尾)断層帯地震	2,727		1.7
長良川上流断層帯地 震(北端から南へ)	1,883		1.2
屏風山・恵那山・猿 投山断層帯地震	11,920		7.6

注) 発生源単位は一般廃棄物処理事業実態調査(平成30年度実績)の数値を使用

1.2. 災害発生時の対応

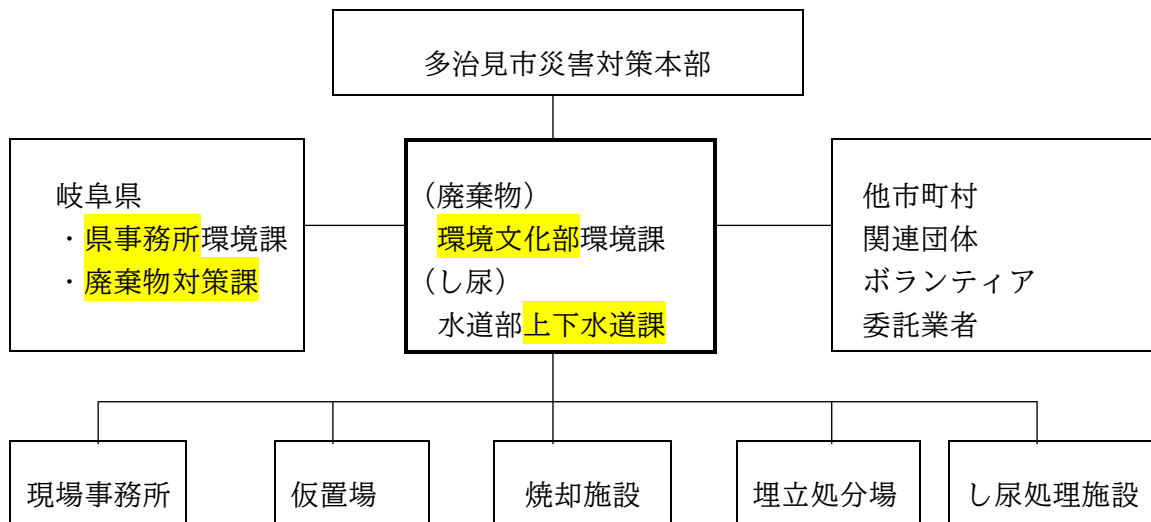
(1) 災害廃棄物の処理の実施手順

概ね次のとおり災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- ① 一般廃棄物処理施設の被害把握、廃棄物収集運搬車両の確保と避難
- ② 被害状況の把握(逐次変化する状況を的確かつ効率よく把握する。)
- ③ 県等関係機関への伝達
- ④ 災害廃棄物発生量の推計
- ⑤ 仮置場の確保
- ⑥ 処理ルール決定(分別計画、処理方法)
- ⑦ 処理業者、業界団体、ボランティア団体との連絡調整
- ⑧ 処理の実施(収集・運搬)
- ⑨ 処理の実施(分別、焼却等)
- ⑩ 国庫補助金申請事務等の準備

(2) 情報収集の手順

標準的な情報の流れを次に示す。



上記関係機関の連絡先一覧表

関係機関	住 所	メールアドレス	電話番号	FAX番号
岐阜県 東濃県事務所環境課	多治見市上野町 5-68-1	c20507@pref. gifu.lg.jp	23-1111 (内線214)	25-0079
岐阜県環境生活部 廃棄物対策課	岐阜市藪田南 2-1-1	cl1225@pref. gifu.lg.jp	(058)272-1111 (内線2717)	(058)278-2607
(株)多治見市 衛生公社	多治見市月見町 3-72-4	Tajimisi-eise i.k@cyber.ocn. ne.jp	22-6306	25-0258
(有)笠原環境クリーン	土岐市妻木町 933-2	info@kasakan. com.	43-4455	45-2138
三の倉センター	多治見市三の倉町 猪場37	sannnokura-cen @city.tajimi. gifu.jp	23-1103	25-4010
大畑センター	多治見市大畑町大 洞48-35	oohata-cen@cit y.tajimi.gifu. jp	23-2926	23-2927
月見センター	多治見市月見町 3-73-2	—	22-9445	—

(3) 住民への広報

災害発生時、廃棄物の排出方法等に関して住民へ周知するため、次のとおり広報を行うものとする。

広報媒体	広報事項	広報期間
広報車 防災無線 多治見市緊急メール テレビ・ラジオ	・ごみの収集方法 ・集積場 ・収集時期 ・仮置場の設置状況	災害直後から災害廃棄物 収集完了まで
広報紙	・ごみの収集方法 ・集積場 ・収集時期 ・仮置場の設置状況	

1.3. 進行管理計画

災害発生後の災害廃棄物処理に当たって、進行管理計画は次のとおりとする。

実施事項	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週
燃やすごみ	収集・処分								
破碎ごみ	収集			破碎		処分			
家電製品	収集			分別・処理					
粗大ごみ	収集			破碎		処分			
資源ごみ	収集			分別・処理					
がれき	解体・収集								
し尿・浄化槽汚泥	収集								
仮設便所	設置								

1 4. 災害復旧・復興対策

(1) 被災した廃棄物処理施設の復旧対策

地震等により被災した廃棄物処理施設の復旧（仮復旧）及び補修対策は次のとおりである。

施設名	想定される被害	補修・復旧対策
三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター	アクセス道路の損壊による 受入停止	早急に迂回路を確保して場 内への受入を開始する
月見センター	アクセス道路の損壊による 受入停止	早急に迂回路を確保して、し尿 処理の稼動を行う

(2) 国庫補助金申請事務

万一被災した場合の廃棄物処理施設の復旧事業及び災害廃棄物処理事業の国庫補助金申請事務については、次のとおりの手順で行う。

- ① 県事務所環境課を通じて被害報告
- ② 原則災害発生後14日以内に「災害廃棄物処理事業の報告について」で環境省に報告
- ③ 現地調査（環境省、東海財務局、市町村等）
- ④ 環境省から限度額表（内示）の送付
- ⑤ 補助申請、交付決定等

1 5. その他参考資料

- ① 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示）
- ② 震災廃棄物対策指針（平成10年10月厚生省作成）
- ③ 水害廃棄物対策指針（平成17年環境省作成）
- ④ 廃棄物処理法、家電リサイクル法、フロン回収関係の通知文
- ⑤ 地震防災マップ、水害ハザードマップ
- ⑥ 市町村図に仮置場、ごみ処理施設、収集運搬車の確保先、機材等の保管箇所等を記入したもの